

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
【 公 印 省 略 】

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価  
の運用に係る特例措置について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、長崎県土木部では、新労務単価の決定に伴い、長崎県建設工事標準請負契約書第56条に基づく請負工事代金額の変更の協議を請求できる特例措置を別添のとおり定めた旨、土木部長より通知がまいっておりますので、お知らせ申し上げます。

なお、具体的な取り扱いについては、通知文書のとおりとなっておりますが、落札決定後の工事、契約締結後の工事、それぞれに本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることが発注者から説明されることとなっておりますので、発注者と十分協議下さるようお願い申し上げます。